平成２１年（フ）第１５８８１号
東京都昭島市中神町1256　アビタシオンＡ
債務者　八谷　秀人
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８８５号
東京都杉並区松ノ木３丁目25―７
債務者　齊藤眞由美
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８８６号
東京都町田市成瀬３丁目14―１―48―201
債務者　平田　　香（旧姓坂本・近藤）
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８９０号
東京都大田区北馬込２丁目40―３―304
債務者　新納　郁子
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８９１号
東京都小平市小川東町1817―42―202
債務者　後藤　昭雄
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８９４号
東京都江東区森下５丁目16―11―107
債務者　笹崎　　剛
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８９５号
埼玉県入間市宮寺2724―14―202
債務者　角谷　友樹
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５８９６号
東京都中野区中野６丁目23―14―105
債務者　長津　邦宏
1　決定年月日時　平成21年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５９０１号
千葉県市川市塩浜４丁目４―3264
債務者　青木ナミ子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５９０２号
東京都足立区竹の塚３丁目４―13―202
債務者　高津英次郎
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５９０５号
東京都東村山市廻田町４丁目16―41
債務者　宮川亜美こと　ミヤガワ　アマリアカリ
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５９１９号
埼玉県川口市朝日３丁目９―８
債務者　野々山和子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５９２０号
東京都杉並区高円寺北４丁目31―17―203
債務者　金子奈穂美
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５９２５号
埼玉県戸田市美女木１丁目15―９―315
債務者　五十嵐哲士
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５９２６号
東京都板橋区徳丸８丁目３―11―302
債務者　石毛　文子
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１５９２７号
神奈川県相模原市中央５丁目13―１―202
債務者　増田　花子（旧姓辻井）
1　決定年月日時　平成21年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部